

交付対象事業の名称	経済対策との関係	事業の概要(①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 開始期	事業 終了期	成果目標(可能な限り定量的指標を設定)
令和5年度物価高騰対応重点支援給付金	I. 物価高から国民生活を守る	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5・R6の累計給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯 3910世帯×70千円のうちR6計画分 R6年度分の住民税非課税世帯 (3910世帯)	R6.2	R6.4	対象世帯に対して令和6年2月までに支給を開始する
令和6年度物価高騰対応重点支援給付金	I. 物価高から国民生活を守る	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5・R6の累計給付金額 令和6年度等割のみ課税世帯 658世帯×100千円、令和6年度非課税世帯 245世帯×100千円、令和6年度等割のみ課税世帯 110世帯×100千円、子ども加算 273人×50千円、定額減税を補足する給付の対象者 6699人 (160540千円)のうちR6計画分 事務費 9613千円 ※経費内容(需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 人件費として支出) ④低所得世帯等の給付対象世帯数(1013世帯)、定額減税を補足する給付の対象者数(6699人)	R6.8	R6.12	対象世帯に対して令和6年6月までに支給を開始する
令和6年度物価高騰対応重点支援給付金	II. 物価高の克服	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R6の累計給付金額 令和6年度等割のみ課税世帯 4150世帯×30千円、子ども加算 300人×20千円のうちR6計画分 事務費 4522千円 ※経費内容(需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 人件費として支出) ④低所得世帯等の給付対象世帯数(4150世帯)	R7.2	R7.4以降	対象世帯に対して令和7年2月までに支給を開始する
物価高騰対策水俣市学校給食会計補助金交付事業	I. 物価高から国民生活を守る	①食料費高騰による給食費の値上げや食材の切詰め等を防ぐことを目的として、給食費の不足額に補助金を支給し、子育て世帯の負担軽減を図る。 ②学校給食会計における令和6年3月～令和7年2月分の食材費のうち、現在の給食費で負担できる水準を超えた金額として、以下の算式により積算した額を補助する。 ・食材費(給食費) 給食費については、教職員等に係る分を除き、かつ、運営費に充当するものとされている金額(令和5年度1食当り2円、令和6年度1食当り1円)を除くものとする。 ③積算根拠 食材費(給食費収入-食数×2円) =5,461,814円-(5,109,643円-20,340円×2円)=392,851円 令和6年4月～令和7年2月分 食材費(給食費収入-食数×1円) =88,126,128円-(78,938,510円-312,504円×1円)=9,500,122円 ・補助額 392,851円+9,500,122円=9,892,973円 ④水俣市学校給食センター運営委員会(給食費を負担する保護者)	R6.4	R7.3	令和6年度中の値上げを行わない。補助により、給食費の値上げの影響を受けない児童生徒数約1,500人
省エネ家電製品買い換え促進補助金交付事業	I. 物価高から国民生活を守る	①電気使用料の価格高騰に伴い増加している家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するため、家庭内で比較的電気使用量の多いエアコン、電気冷蔵庫を省エネ性能の高い製品に買い換えを促し、家庭での電気使用料が抑えられ、生活者支援につながる。 ②水俣市省エネ家電製品買い換え促進補助金 10,000,000円…ア ・事務費(郵便料、消耗品費) 43,600円…イ アイ 【R6.7.1～R6.12.27 申請受付分】 ・補助金 エアコン 50,000円×100台=5,000,000円 冷蔵庫 50,000円×100台=5,000,000円 ・郵便料 決定通知(改定後) 84円×100通=8,400円 決定通知(改定後) 110円×100通=11,000円 申請書類等審査送付用 140円×30通=4,200円 ・消耗品費(申請書類用ファイル、チラシ用カラー用紙等) 20,000円 ④交付対象者 水俣市民(10,859世帯(R6.4現在)) ・前年度から今年以上に経過した製品から、新品への買い換えに限る。 ・購入合計金額の2分の1(1万円以下切り捨て)を補助(上限5万円) ・1世帯1回限り ・市内店舗での購入に限る ・業販(事務所等)で使用する機器は対象外	R6.7	R7.1	省エネ家電買い換え支援世帯数:200世帯
燃料油等価格高騰対策補助金交付事業(造船燃料)	I. 物価高から国民生活を守る	①燃料価格高騰の影響を受けている造船業者を支援し、造船経営の安定を図る。 ②造船業者が所有する造船の燃料料の一部補助。 ③燃料費収入補助 2,000千円(R6.2月～R7.1月分) ・対象組合:1組合、造船協同組合員数:108人(R6.4月時点) ・単価等:R5.4の標準単価を基準とし、R6.2月からR6.5までは標準単価との差8円を用いるが、R6.6からR7.1までは標準単価と購入時点との差額(ただし、上限30円)に購入量を乗じた額を補助する。ア ・8,0056/月×4月×8円(R6.2～R6.5)+8,0056/月×8月×30円(R6.6～R7.1)+2,200千円 ④造船協同組合・造船協同組合員・組合員が経営する法人	R6.4	R7.2	燃料油高騰による事業停止:0件
物価高騰対策事業補助金交付事業(園芸生産)	I. 物価高から国民生活を守る	①地域の生産意欲のある業者等が導入する農業用機械の導入にあたり、物価高騰等により上昇した導入経費の一部を支援し、農作業の省力化と、経営の安定を図る。 ②ワットツナリ導入費 ③840,000円×1/3=280,000円 ④業者等で構成する任意組合	R6.7	R7.2	作業時間の3割削減 経費の削減
保育所・認定こども園物価高騰対策事業	I. 物価高から国民生活を守る	①物価高騰の影響を受けている保育施設等に対して、光熱水費・燃料費(食材費除く)の上昇分の一部支援を行う。 ②光熱水費・燃料費(食材費除く)の上昇分(一部定額補助) ③利用定員20人以上59人以下84,750円(5園)=423,750円 【ただし、4月から12月分については、R6.7.1より定額補助金を差し引く】 ※県交付金充当見込額:2,197千円 ④私立保育所、私立幼稚園(施設型給付園)、私立認定こども園	R6.4	R7.2	物価高騰分についてのみ給付支援を行う。 申請施設等に対する支援率:100%
高齢者施設等に係る物価高騰支援事業	I. 物価高から国民生活を守る	①目的・効果: 物価高騰により影響を受けている高齢者施設等へ支援を行うことで、持続的な介護保険サービスの提供につながる。また、利用者負担の増加を抑え、継続的にサービス利用が可能になる。 ②交付金を充当する経費内容: 市内にある高齢者施設等を対象とし、電力・ガス・食費等の物価高騰分について支援する。 ③積算根拠: 総事業費:8,585千円、対象事業所数:80事業所 (入所系) 定員19人以下 67,500円×9事業所=607,500円 定員20～39人 225,000円×3事業所=1,225,000円 定員40～69人 420,000円×3事業所=1,260,000円 定員70～89人 615,000円×3事業所=1,845,000円 定員90人 772,500円×1事業所=772,500円 (入所系・有料老人ホーム) 定員19人以下 33,000円(該当なし) 定員20～39人 109,200円×1事業所=109,200円 定員40～69人 207,000円×1事業所=207,000円 定員70～89人 306,000円(該当なし) 定員90人 385,000円(該当なし) (通所系) 定員35人以下 46,500円×12事業所=558,000円 ※通常規模型(延利用者750人以上/月) 定員36人以上 97,500円×8事業所=780,000円 ※大規模型(延利用者750人以上/月) (訪問系) 33,000円×40か所=1,320,000円 ④水俣市内にある高齢者施設等を対象とする。	R6.4	R7.3	物価高騰による事業停止:0件
物価高騰対応重点支援給付金	II. 物価高の克服	①国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金における令和6年度低所得世帯支援の対象となるR6年度分住民税非課税世帯(扶養親族等のみの世帯)に対し支援を行うことで、物価高騰の負担が大きい低所得世帯の負担軽減を図る。このことにより、低所得世帯支援と低所得世帯の支援が同時に実現される。 ②1世帯当たり3万円を給付する。 ③250世帯×3万円=7,500千円 ④R6年度分住民税非課税世帯(扶養親族等のみの世帯)250世帯	R7.2	R7.4以降	対象世帯に対して令和7年2月までに支給を開始する
LPガス使用世帯物価高騰対応補助金交付事業	II. 物価高の克服	①コロナ禍のエネルギー等の物価高騰の影響を受けたLPガス使用世帯に対し、県LPガス協会を通して料金の一部を補助することにより、LPガス使用世帯の経済的負担を軽減する。 ②補助金(県LPガス協会) ③補助金(8,888世帯×5千円)+事務費(1,216円×8,888世帯) ※県交付金充当見込額:27,002千円 ④事務費については、県内事業実施市町村で、支援世帯数で差分負担。 ⑤水俣市内LPガス使用世帯(8,888世帯)=県LPガス協会へ(戻)	R7.3	R7.4以降	給付申請対象世帯に対する給付率:100%
省エネ家電買い換え促進補助金交付事業(追加)	II. 物価高の克服	①電気使用料の価格高騰に伴い増加している家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するため、家庭内で比較的電気使用量の多いエアコン、電気冷蔵庫を省エネ性能の高い製品に買い換えを促し、家庭での電気使用料が抑えられ、生活者支援につながる。 ②水俣市省エネ家電製品買い換え促進補助金 20,000,000円…ア ・事務費(郵便料、消耗品費) 100,000円…イ アイ ③補助金 エアコン 50,000円×200台=10,000,000円 冷蔵庫 50,000円×200台=10,000,000円 ・郵便料 決定通知 110円×400通= 44,000円 申請書類等審査送付用 15,000円 ・消耗品費(申請書類用ファイル、チラシ用カラー用紙等) 40,000円 ④交付対象者 水俣市民(11の11世帯(R6.12現在)) ・前年度から今年以上に経過した製品から、新品への買い換えに限る。 ・購入合計金額の2分の1(1万円以下切り捨て)を補助(上限5万円) ・1世帯1回限り ・市内店舗での購入に限る ・業販(事務所等)で使用する機器は対象外	R7.3	R7.4以降	省エネ家電買い換え支援世帯数:400世帯
物価高騰対策水俣市学校給食会計補助金交付事業(追加)	II. 物価高の克服	①食料費高騰による給食費の値上げや食材の切詰め等を防ぐことを目的として、給食費の不足額に補助金を支給し、子育て世帯の負担軽減を図る。 ②学校給食会計における令和7年3月分の食材費のうち、現在の給食費で負担できる水準を超えた金額として、以下の算式により積算した額を補助する。 ・食材費(給食費) 給食費については、教職員等に係る分を除き、かつ、運営費に充当するものとされている金額(1食当り1円)を除くものとする。 ③積算根拠 食材費(給食費収入-食数×1円) =5,935,258円-(4,814,040円-19,456円×1円)=981,672円 ④水俣市学校給食センター運営委員会(給食費を負担する保護者)	R7.3	R7.4以降	令和6年度中の値上げを行わない。補助により、給食費の値上げの影響を受けない児童生徒数約1,500人
保育所・認定こども園物価高騰対策事業(追加)	II. 物価高の克服	①物価高騰の影響を受けている保育施設等に対して、光熱水費・燃料費(食材費除く)の上昇分の一部支援を行う。 ②光熱水費・燃料費(食材費除く)の上昇分(一部定額補助) ③定員20人以上59人以下113,000円(56,500円×2)+2+5園=1,130,000円 定員60人以上204,000円(102,000円×2)+2+5園=3,284,000円 【ただし、4月から12月分については、R6.7.1より定額補助金を差し引く】 ※県交付金充当見込額:2,197千円 ④私立保育所、私立幼稚園(施設型給付園)、私立認定こども園	R7.3	R7.4以降	物価高騰分についてのみ給付支援を行う。 申請施設等に対する支援率:100%
高齢者施設等に係る物価高騰支援事業(追加)	II. 物価高の克服	①目的・効果: 物価高騰により影響を受けている高齢者施設等へ支援を行うことで、持続的な介護保険サービスの提供につながる。また、利用者負担の増加を抑え、継続的にサービス利用が可能になる。 ②交付金を充当する経費内容: 市内にある高齢者施設等を対象とし、電力・ガス・食費等の物価高騰分について支援する。 ③積算根拠: 総事業費:2,866千円、対象事業所数:79事業所 (入所系) 定員19人以下 22,500円×8事業所=180,000円 定員20～39人 75,000円×3事業所=375,000円 定員40～69人 140,250円×3事業所=420,750円 定員70～89人 205,250円×2事業所=410,500円 定員90人 257,750円×2事業所=515,500円 (入所系・有料老人ホーム) 定員19人以下 11,250円(該当無し) 定員20～39人 36,750円×1事業所=36,750円 定員40～69人 69,250円×1事業所=69,250円 定員70～89人 102,000円(該当無し) 定員90人 128,750円(該当無し) (通所系) 定員35人以下 15,000円×11事業所=170,500円 ※通常規模型(延利用者750人以上/月) 定員36人以上 32,500円×8事業所=260,000円 ※大規模型(延利用者750人以上/月) (訪問系) 11,250円×38か所=427,500円 ④水俣市内にある高齢者施設等を対象とする。	R7.3	R7.4以降	物価高騰による事業停止:0件